

# 熊本県公報

号外 第 13 号の 3  
平成 20 年 3 月 31 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>条 例</b>	
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課) 1
<b>規 則</b>	
○熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(自然保護課) 1
○熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 課) 10
○熊本県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則	( " ) 11
○熊本県中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則	(社会福祉課) 12
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程	(企業局総務経営課) 59
○庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程	( " ) 59
○庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程	(議会事務局) 60

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- (1) 自動車取得税の免税点の特例措置の適用期限を平成 20 年 5 月 31 日まで延長することとした。(附則第 12 条第 5 項関係)
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成 20 年 5 月 31 日まで延長することとした。(附則第 12 条第 6 項・第 7 項関係)
- (3) 車両総重量が 3.5 トンを超えるディーゼル車に係る税率の特例措置について、その適用期限を平成 20 年 5 月 31 日まで延長することとした。(附則第 12 条第 9 項関係)
- (4) この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

## 条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県条例第 36 号

熊本県税条例の一部を改正する条例  
熊本県税条例(昭和 29 年熊本県条例第 28 号)の一部を次のように改正する。  
附則第 12 条第 5 項から第 7 項まで及び第 9 項中「平成 20 年 3 月 31 日」を「平成 20 年 5 月 31 日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 規 則

熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここ

に公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第 37 号**

熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和 54 年熊本県規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「特別保護地区内における行為許可申請書」を「特別保護地区（特別保護指定区域）内行為許可申請書」に改める。

第 10 条第 2 項中「狩猟者登録の変更登録申請書」を「狩猟者変更登録申請書」に改める。

第 11 条第 1 項中「氏名変更」を「氏名の変更の届出、法第 61 条第 4 項の規定による狩猟者登録事項の変更」に改め、「第 12 項」の次に「、省令第 11 条の 2 第 9 項」を加え、「住所等変更届」を「住所等変更届出書」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 14 項」の次に「、省令第 11 条の 2 第 10 項」を加え、「、滅失、汚損又は破損」を削り、「狩猟免状等亡失等届出（別記第 16 号様式）」を「許可証等亡失届出書（別記第 14 号様式）」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 13 条の見出し中「請求」を「申請」に改め、同条中「又は法第 61 条第 5 項」を「、法第 61 条第 5 項又は省令第 11 条の 2 第 7 項」に、「請求は、狩猟免状等再交付請求書（別記第 16 号様式）」を「申請は、許可証等再交付申請書（別記第 14 号様式）」に改める。

第 14 条中「別記第 17 号様式」を「別記第 15 号様式」に改める。

第 15 条中「別記第 18 号様式」を「別記第 16 号様式」に改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式を次のように改める。

別記第7号様式（第5条関係）

特別保護地区（特別保護指定区域）内行為許可申請書

熊本県知事

様

年 月 日

住 所

電話番号

ふりがな  
氏 名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の規定により鳥獣保護区特別保護地区（特別保護指定区域）内における行為の許可を受けたいので、同条第8項の規定により次のとおり申請します。

特別保護地区（特別保護指定区域）の名称			
行為の種類			
行為の目的			
行為の場所			
行為の場所及びその付近の状況			
林 況		林 種（□にℓを付す） □針葉樹林 □広葉樹林 □混交林 □天然林 □人工林	
（立木竹の伐採申請をする場合のみ記入）		樹 種	林 令
		森林面積	総蓄積(a)
建築物等の設置又は埋立て(干拓)申請に係る概要	建築物等の規模・構造又は埋立て(干拓)面積		
	工事の方法		
立木竹の伐採申請に係る概要	伐採種別(□にℓを付す)	□皆 伐 □単木択伐 □群状択伐	
	伐採樹種		
	伐採面積(本数)	平均樹令	
	平均胸高直径	伐採材積(b)	
伐採材積歩合(b/a)		%	
関連行為の概要			
建築物等の工事施行後の周辺、伐採跡地、埋立て(干拓)後の取扱			
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

記載上の注意事項

- (1) 「備考」欄には次の事項を記入してください。
  - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
  - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
  - ウ 過去に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付け、番号及び付された条件
- (2) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

添付図面（水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置に係る申請のみ添付してください。）

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真（近景、遠景の写真及び行為の場所との関係を明らかにした撮影位置図）
- (3) 行為の実施方法の表示に必要な図面

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 8 号様式 (第 6 条関係)

損 失 補 償 請 求 書	
<p>熊本県知事 様</p>	<p>年 月 日</p>
	〒 —
	住 所
	電話番号 — —
	ふりがな 氏 名
	印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 3 2 条第 1 項の規定により損失補償を受けたいので、同条第 2 項の規定により次のとおり請求します。</p>	
<p>鳥獣保護区等の名称</p>	<p>鳥獣保護区 ( 特別保護地区)</p>
<p>補償請求の原因となつた行為・箇所</p>	<p><input type="checkbox"/> 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 2 8 条第 1 1 項に基づく鳥獣保護区内の鳥獣保護の施設の設置</p> <p><input type="checkbox"/> 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 2 9 条第 7 項に基づく特別保護地区内の行為の申請に係る不許可</p> <p><input type="checkbox"/> 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 2 9 条第 1 0 項に基づき同条第 7 項の許可に条件を付せられたこと</p> <p>箇所：</p>
<p>補償請求の理由 (損失の内容・程度など)</p>	
<p>補償請求額の総額</p>	
<p>補償請求額の内訳</p>	
<p>備 考</p>	

- 注 1 補償請求の原因となつた行為については、該当する項目の□にレ印を付けてください。  
 2 施設の設置による損失に対する補償請求の場合は、請求額を土地及び木竹に区分して明示してください。  
 3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 12 号様式から別記第 14 号様式までを次のように改める。

別記第 1 2 号様式 (第 1 0 条関係)

(表)

※登録番号			
※狩猟免許			
※損害の賠償			
※放鳥獣猟区の区域の登録の有無			
※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別			

  

※整理番号						
狩猟者登録申請書						
熊本県知事		様				
		年 月 日				
住所 (〒 - )		収入証紙				
電話番号 ( - - )						
ふりがな						
氏 名						
生年月日						
下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 5 6 条の規定により申請します。 記 (1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類 (□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類 (番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号、所持する免許の種類 (□にレ印を付す。第 2 種銃猟免許に係る登録の場合に限る。) を記入してください。 なお、第 1 種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第 2 種銃猟免許に係る登録申請をしてください (「第 2 種銃猟免許に係る登録」の □にレ印を付す。)。						
□網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号
	2 わな	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号
□第 1 種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号
	4 散弾銃					
□第 2 種銃猟免許に係る登録	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号
	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)					

(裏)

(2) 狩猟をしようとする場所					
1 県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域			
(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記入してください。)					
<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員 <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員でない		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ( )			
(4) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載してください。)					
免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
(5) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第 1 種猟銃免許又は第 2 種猟銃免許の場合)					
第 1 種 猟銃免許	ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日
	散 弾 銃				
空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)					
第 2 種 猟銃免許	空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 67 条の要件に関する事項					
共済事業	法 人 名	対象損害	給付額	被共済の期間	
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間	
資産保有					
(7) 職業					
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div>					
1 専門的・技術的職業従事者      2 管理的職業従事者      3 事務従事者					
4 販売従事者      5 農林業従事者      6 漁業従事者      7 採鉱・採石作業者					
8 運輸・通信従事者      9 技能工・生産工程作業者      10 単純労働者					
11 保安職業従事者      12 サービス職業従事者      13 分類不能の職業					
14 無職					
記載上の注意事項					
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出してください。					
2 文字は、かい書で明りょうに記載してください。					
3 (2)は、該当番号を○で囲んでください。					
4 (6)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲んでください。					
5 ※印欄には、申請者は記載しないでください。					
対象鳥獣捕獲員であるか否かの別の欄は、対象鳥獣捕獲員である場合は所属市町村名を、対象鳥獣捕獲員でない場合は「否」と記載してください。					
6 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。					
添付書類					
1 狩猟により生じる損害の賠償についての要件を備えていることを証する書面					
2 申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 2 枚					
3 申請者が県外在住者の場合には、現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するために必要な書類					
備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。					

別記第13号様式 (第10条関係)

(表)

※登録番号			
※狩猟免許			
※損害の賠償			
※放鳥獣猟区の区域の登録の有無			

  

※整理番号 _____		狩猟者変更登録申請書 熊本県知事 様  年 月 日		写 真		
住 所	(〒 - ) 電話番号 ( - - )		収 入 証 紙			
ふりがな						
氏 名						
職 業						
生 年 月 日	年 月 日生					
変更しようとする狩猟者登録証の番号	号					
変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日	年 月 日					
下記のとおり変更登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。 記 (1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許状の番号、所持する免許の種類(□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記入(変更がある場合のみ記入)してください。 なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をしてください(「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)。						
<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許状の番号
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許状の番号
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許状の番号
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類		<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	都道府県知事名                 知事                 交付年月日	年 月 日 狩猟免許状の番号

(裏)

(2) 変更をしようとする場所 (変更がある場合のみ記入)					
1 県の区域全部			2 放鳥獣猟区の区域		
(3) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載してください。)					
免許の効力の停止の有無		1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
(4) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第 1 種猟銃免許又は第 2 種猟銃免許の場合)					
第 1 種 猟銃免許	ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日
	散 弾 銃				
	空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
第 2 種 猟銃免許	空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
記載上の注意事項					
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 狩猟者変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出してください。</li> <li>2 文字は、かい書で明りょうに記載してください。</li> <li>3 (1)及び(2)については、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は記入しないでください。</li> <li>4 (2)は、該当番号を○で囲んでください。</li> <li>5 ※印欄には、申請者は記載しないでください。</li> <li>6 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。</li> </ol>					
添付書類					
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3. 0 センチメートル、横の長さ 2. 4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 2 枚</li> <li>2 申請者が県外在住者の場合には、現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するために必要な書類</li> </ol>					
備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。					

別記第14号様式（第11条、第13条関係）

年 月 日

住所等変更届出書  
許可証等亡失届出書  
許可証等再交付申請書

熊本県知事 様

住所	(〒 - )	収入証紙			
	電話番号 - -				
ふりがな					
氏名	印				
生年月日	年 月 日 生				
職業					
<p>(該当項目の□にレ印を付してください。)</p> <input type="checkbox"/> 住所・氏名等に係る区分の変更届出書(※1) 下記のとおり住所等の変更をしたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（第46条第1項、第61条第4項）又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（第7条第11項、第7条第12項、第11条の2第9項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項、第42条第5項）の規定により届け出ます。 <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届出書(※2) 下記のとおり変更があったので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第4項の規定により届け出ます。 <input type="checkbox"/> 亡失届出 下記のとおり狩猟免許等を亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（第7条第13項、第7条第14項、第11条の2第10項、第15条第7項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第50条、第65条第10項）の規定により届け出ます。 <input type="checkbox"/> 再交付申請 下記のとおり狩猟免許等を亡失（滅失、汚損、破損）したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（第9条第9項、第15条第7項、第19条第6項、第24条第6項、第35条第8項、第46条第2項、第61条第5項）又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（第11条の2第7項）の規定により狩猟免許等の再交付を申請します。					
狩猟免許等の種類	<p>(該当項目の□にレ印を付してください。)</p> <input type="checkbox"/> 狩 猟 免 状 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章 <input type="checkbox"/> 鳥獣の捕獲等許可証 <input type="checkbox"/> 従 事 者 証 <input type="checkbox"/> 承認証（対象狩猟鳥獣） <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 鳥獣飼養登録票 <input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 承認証（特定猟具使用）				
番 号					
交 付 年 月 日	年 月 日				
変 更 ・ 亡 失 年 月 日	年 月 日				
※1	変 更 事 項	<p>(該当項目の□にレ印を付してください。)</p> <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 <input type="checkbox"/> 使用しようとする猟具 <input type="checkbox"/> 狩猟免許の効力停止			
	変 更 内 容	<table border="1"> <tr> <td>旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新</td> <td></td> </tr> </table>	旧		新
旧					
新					
※2	変 更 事 項	<p>(該当項目の□にレ印を付してください。)</p> <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員となった。 <input type="checkbox"/> 当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった。			
亡失又は再交付の理由					

- (注) 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付してください。  
 2 ※1印の欄は、住所・氏名等の変更届出を行おうとする場合に限り記入してください。  
 なお、変更届には、住所、氏名の変更が確認できる書類(住民票、運転免許証の写等)を添付してください。(届出書の提出に際して上記書類の提示を行うことでも足りません。)  
 ※2印の欄は、対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟者登録を行った者が当該者の狩猟者登録期間中に対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届け出に限り記入してください。  
 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

備考	この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。
----	--

別記第 15 号様式及び別記第 16 号様式を削り、別記第 17 号様式を別記第 15 号様式とし、別記第 18 号様式を別記第 16 号様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定によりされている申請、届出その他の行為は、改正後の熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 38 号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

熊本県建築基準法施行細則（昭和 54 年熊本県規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項の表報告の時期の欄を次のように改める。

平成 21 年 9 月 1 日から 12 月 28 日まで及び 平成 21 年から 3 年目ごとの年の 9 月 1 日から 12 月 28 日まで
平成 22 年 9 月 1 日から 12 月 28 日まで及び 平成 22 年から 3 年目ごとの年の 9 月 1 日から 12 月 28 日まで
平成 23 年 9 月 1 日から 12 月 28 日まで及び 平成 23 年から 3 年目ごとの年の 9 月 1 日から 12 月 28 日まで
平成 23 年 9 月 1 日から 12 月 28 日まで及び 平成 23 年から 3 年目ごとの年の 9 月 1 日から 12 月 28 日まで
平成 23 年 9 月 1 日から 12 月 28 日まで及び 平成 23 年から 3 年目ごとの年の 9 月 1 日から 12 月 28 日まで
平成 23 年 9 月 1 日から 12 月 28 日まで及び 平成 23 年から 3 年目ごとの年の 9 月 1 日から 12 月 28 日まで
平成 23 年 9 月 1 日から 12 月 28 日まで及び 平成 23 年から 3 年目ごとの年の 9 月 1 日から 12 月 28 日まで

第 15 条第 2 項中「前 3 月以内」を「前 2 月以内」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

- 3 省令第 5 条第 4 項の規則で定める書類は、省令第 1 条の 3 第 1 項の表 1 の (い) 項に掲げる配置図及び各階平面図とする。

第 16 条第 3 項を次のように改める。

- 3 省令第 6 条第 1 項の知事が定める時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる昇降機又は政令第 138 条第 2 項各号に掲げる工作物であってその使用期間が連続して 6 月を超えるもの 毎年 4 月 1 日から前年の報告を行った日（昇降機又は工作物の設置後最初に行う報告においては、法第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の交付を受けた日）の翌日から起算して 1 年を経過する日の属する月の末日まで

(2) 第 1 項第 3 号に掲げる建築設備 毎年 9 月 1 日から 12 月 28 日まで（省令第 6 条第 1 項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告は、前条第 1 項の表左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる時期）

(3) 政令第 138 条第 2 項各号に掲げる工作物であってその使用期間が連続して 6 月以内のもの 毎年使用を開始しようとする日の前 1 月から使用を開始する日の前日まで

第 16 条第 4 項中「前 1 月以内に行なわなければならない」を「前 2 月以内に行なわなければならない」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

- 5 第 1 項第 3 号に掲げる建築設備に係る報告を行う場合における省令第 6 条第 4 項に規定する規則で定める書類は、省令第 1 条の 3 第 1 項の表 1 の (い) 項に掲げる配置図及び各階平面図（各階平面図にあっては、建築設備の位置を明示したもの）とする。

第 16 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(報告書の保存期間)

- 第 16 条の 4 省令第 6 条の 3 第 5 項第 2 号に規定する知事が定める期間は、3 年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 15 条の改正規定（同条第 1 項の表及び

第 2 項に係る部分に限る。) 及び第 16 条の改正規定 (同条第 3 項及び第 5 項に係る部分に限る。) は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 39 号

熊本県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県宅地建物取引業法施行細則 (昭和 42 年熊本県規則第 17 号) の一部を次のように改正する。  
別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 6 条関係)

従 業 者 異 動 届

年 月 日

熊本県知事 様

免 許 番 号 熊本県知事 ( ) 第 号

商号又は名称

事務所の所在地

代表者氏名

下記のとおり従業者が異動しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

事務所名 ( )

従事しなくなった者			新たに従事する者			
氏 名	異 動 年月日	備 考	氏 名	異 動 年月日	職 務 内 容	備 考

- 注 1 事務所が複数ある場合は、事務所ごとに作成してください。
- 2 新たに従事する者については、従業者証明書の写しを添付してください。
- 3 新たに従事する者が宅地建物取引主任者である場合は、職務内容の欄に宅地建物取引主任者資格登録番号を併記してください。

- 別記第6号様式中「殿」を「様」に、「お届けします」を「届け出ます」に、「抹消すること」を「抹消してください」に改める。
- 別記第7号様式中「殿」を「様」に改め、「このたび」を削り、「お届けします」を「届け出ます」に改める。
- 別記第8号様式中「殿」を「様」に、「お届けします」を「届け出ます」に、「官報を添付すること」を「官報の写しを添付してください」に改める。
- 別記第9号様式中「殿」を「様」に改める。
- 別記第10号様式中「殿」を「様」に、「申出債券」を「申出債権」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則をここに公布する。

平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県規則第40号

熊本県中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則

(趣旨)

第1条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)に基づく支援給付に関する事務の取扱いについては、法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号)等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(申請書等の様式)

第2条 支援給付の開始又は変更の申請は、支援給付申請書(別記第1号様式)により行うものとし、葬祭支援給付の申請は、葬祭支援給付申請書(別記第2号様式)により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一時支援給付を申請し、若しくは医療支援給付の変更を申請する場合又は加算を申告する場合は、知事が別に定めるものにより行うものとする。

3 前2項の申請又は申告には、次に掲げる書類のうち、知事が必要と認めるものを添付するものとする。

- (1) 収入申告書(別記第3号様式)
- (2) 給与証明書(別記第4号様式)
- (3) 農業収入申告書(別記第5号様式)
- (4) 地代・家賃・敷金証明書(別記第6号様式)
- (5) 扶養義務者申告書(別記第7号様式)
- (6) 資産申告書(別記第8号様式)
- (7) 同意書(別記第9号様式)
- (8) 知事が別に定める医療関係要否意見書

4 法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)(以下「保護法」という。)第61条の規定による届出は、前3項の規定によるもののほか、変動状況届書(別記第10号様式)により行うものとする。

5 知事は、前各項の規定によるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(支援給付決定通知書等)

第3条 保護法第24条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)及び第25条第2項の規定による通知は、支援給付決定通知書(別記第11号様式)又は支援給付申請却下通知書(別記第12号様式)により行うものとし、保護法第26条の規定による通知は、支援給付停止(廃止)決定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。

2 知事は、前項の通知をしたときは、申告者等の居住地又は現在地を管轄する町村長に、当該通知書の写しを送付しなければならない。

(入所等の委託)

第4条 知事は、保護法第30条第1項ただし書の規定により、被支援者を保護施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、当該施設の長又は私人に、保護施設等入所(利用)・養護委託書(別記第14号様式)を発行しなければならない。

2 知事は、保護法第36条第2項の規定により、生業支援給付の現物給付を実施するため、被支援者に授産施設若しくは訓練を目的とするその他の施設を利用させ、又はこれらの施設に委託するときは、当該施設の長に、保護施設等入所(利用)・養護委託書(別記第14号様式)を発行しなければならない。

3 前2項の規定により、保護施設等入所(利用)・養護委託書の送付を受けた施設の長又は私人は、入所若しくは利用又は養護を受諾し、又はすることができない旨を、速やかに、知事に回答しなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により、施設の長又は私人が入所若しくは利用又は養護の委託を受けている被支援者について、支援給付の変更、停止又は廃止を行ったときは、当該施設の長又は私人に対して、前条に規定する支援給付決定通知書の写し又は支援給付停止(廃止)決定通知書の写しを添えて、その旨を通知しなければならない。

(支援給付金品の支給方法等)

- 第5条 知事は、被支援者に対して支援給付金品を交付するときは、当該被支援者等から支援給付決定通知書又はこれに代わるものの提示を求めなければならない。ただし、当該被支援者の預金又は貯金の口座への振込みの方法により当該支援給付金品を交付する場合は、この限りでない。
- 2 知事は、保護法第19条第7項第3号の規定により、被支援者に対する支援給付金品の交付を町村長に依頼して行う場合は、指定された交付日の3日前までに、支援給付費支給明細書(別記第15号様式)2部を当該町村長に送付するとともに、その交付に要する資金を当該町村長に交付しなければならない。
- 3 知事は、保護法第31条第4項又は第5項の規定により、支援給付金品を施設の長又は若しくは管理者又は私人に交付するときは、入所支援給付費交付通知書(別記第16号様式)を当該施設の長若しくは管理者又は私人に送付するとともに、被支援者の支援給付に要する資金を当該施設の長若しくは管理者又は私人に交付しなければならない。  
(町村長の協力事務)
- 第6条 町村長が、保護法第24条第6項の規定により支援給付に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載する書面は、支援給付申請に伴う調査書(別記第17号様式)によるものとする。
- 2 町村長は、その管轄区域内にある被支援者について、その状況の変動を認めた場合は、速やかに、被支援者状況変動報告書(別記第18号様式)を、知事に提出しなければならない。
- 3 町村長は、保護法第19条第7項第3号の規定により被支援者に対し支援給付金品の交付を行う場合は、指定された交付日に当該被支援者等に支援給付決定通知書の提示を求め、支援給付費支給明細書に従って支援給付金品を交付しなければならない。
- 4 町村長は、前項の規定により支援給付金品を交付したときは、支援給付費交付金精算書(別記第19号様式)に被支援者等の受領印のある支援給付費支給明細書を添えて、交付の日から7日以内に知事に提出しなければならない。  
(保護施設設置届書等)
- 第7条 保護法第40条第2項の規定による届出は、保護施設設置届書(別記第20号様式)により行うものとする。
- 2 保護法第41条第2項の申請書は、保護施設設置認可申請書(別記第21号様式)によるものとする。  
(保護施設変更届等)
- 第8条 市町村長は、当該市町村が設置した保護施設について、保護法第41条第2項第1号又は第4号から第8号までに掲げる事項を変更したときは、保護施設変更届書(別記第22号様式)により、その旨を、速やかに、知事に届け出なければならない。
- 2 保護法第41条第5項の申請は、保護施設変更認可申請書(別記第23号様式)により行うものとする。  
(保護施設事業開始届等)
- 第9条 保護施設が事業を開始したときは、当該保護施設の管理者は、保護施設事業開始届書(別記第24号様式)により、その旨を、速やかに、知事に届け出なければならない。
- 2 前項の保護施設事業開始届書には、入所者及び利用者状況調査書(別記第25号様式)、保護施設台帳の写し及び保護法第46条の管理規程を添付しなければならない。
- 3 保護施設の管理者は、管理規程を変更しようとするときは、管理規程変更届出書(別記第26号様式)を、速やかに、知事に提出しなければならない。  
(保護施設台帳)
- 第10条 保護施設の管理者は、保護施設台帳(別記第27号様式)を備え、常にその記載事項について整理しておかなければならない。  
(改善命令等による措置結果報告)
- 第11条 市町村長又は社会福祉法人若しくは日本赤十字社の長は、保護法第45条第1項又は第2項の規定により、保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは保護施設の廃止を命ぜられ、又は保護施設設置の認可を取り消されたときは、これに基づいてとった措置の結果を、その処分を受けた日から30日以内に知事に報告しなければならない。  
(保護施設事務費等の請求)
- 第12条 保護施設の管理者又は保護法第30条第1項ただし書の規定により養護の委託を受けた私人は、保護施設事務費又は委託事務費を請求するときは、その請求の対象となる月の翌月7日までに保護施設(委託)事務費請求書(別記第28号様式)を知事に提出するものとする。  
(入所被支援者状況変更届書)
- 第13条 保護法第48条第4項の規定による届出は、入所被支援者状況変更届書(別記第29号様式)により行うものとする。  
(保護施設休止報告書等)
- 第14条 法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第7条の規定による報告は、保護施設廃止(事業縮小・休止)報告書(別記第30号様式)を、当該保護施設を廃止し、又はその事業を縮小し、若しくは休止した日から起算して30日以内に、知事に提出して行うものとする。
- 2 保護法第42条の認可の申請は、保護施設休止(廃止)認可申請書(別記第31号様式)により行うものとする。

(繰替支弁)

第 15 条 市町村長は、県が支弁すべき費用につき保護法第 72 条の規定による繰替支弁をしたときは、当該繰替支弁をした日の属する月の翌月末までに、支援給付費繰替支弁金請求書(別記第 32 号様式)に当該繰替支弁に関する証ひょう書類の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(県費負担金請求書)

第 16 条 市長は、保護法第 73 条第 1 号又は第 2 号の規定により市が支弁した費用の県費負担金を請求するときは、四半期ごとに支援給付に要した各月の費用をとりまとめ、支援給付費県費負担金請求書(別記第 33 号様式)に当該支弁に関する証ひょう書類の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第 17 条 保護施設の管理者は、保護法又はこれに基づく命令等により知事又は厚生労働大臣に書類を提出する場合は、知事に提出するものについては福祉事務所長を、厚生労働大臣に提出するものについては福祉事務所長及び知事を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式 (第2条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の  
自立の支援に関する法律等による支援給付申請書

現在住んでいるところ										※実施機関 等 受付 年 月 日
要 支 援 家 族	人員	氏 名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
	1		中国残留 邦人本人							
	2		配偶者							
	3									
	4									
同 居 家 族 の 状 況	1									※町村役 場 受付 年 月 日
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
家族のうち別なところ に住んでいる者がある ときはその名前と住ん でいるところ										
資産の状況(別添1)			収入の状況(別添2)			関係先照会への同意(別添3)				
支援給付を申請する理由										
上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請します。 年 月 日 申請者住所 氏 名 支援給付を受けようとする者との関係 ㊞ 熊本県知事 様										

(記入上の注意)

- ※印欄には記入しないで下さい。
- 申請者と支援給付を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は支援給付を受けようとする者に記入してもらって下さい。
- 不実の申請をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第2号様式(第2条関係)

葬 祭 支 援 給 付 申 請 書				
死 亡 者	氏 名			死亡時の住所 又は 居 所
	生 年 月 日	年 齢		葬祭を行なう 者との関係
	死亡年月日			葬祭年月日
葬 祭 費		遺 留 金 品	差 引 不 足 額	摘 要
内  訳				
計				
<p>上記のとおりでありますから、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による葬祭扶助を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 印 死亡者との関係( )</p> <p>熊本県知事 様</p>				
<p>上記のとおり申請がありましたから、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等の規定により報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">町 長 村</p> <p>熊本県知事 様</p>				

別記第3号様式(支援給付者世帯用)(第2条関係)

(表 面)  
収 入 申 告 書

熊本県知事 様

年 月 日

氏 名

㊞

平成 年分の私と同居している二世等世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前						
仕事の内容勤め先(会社名)等						
区 分	収 入	必要経費①	就労日数	収 入	必要経費②	就労日数
前年12か月分	1月分					
	2月分					
	3月分					
	4月分					
	5月分					
	6月分					
	7月分					
	8月分					
	9月分					
	10月分					
	11月分					
	12月分					
合計欄						
必要経費(前月分)の主な内容		①				
		②				

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んで下さい。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他( )	収入額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入(前年12ヶ月分の合計を記入して下さい。)

有・無	仕送りによる収入	内 容	仕送りした者の氏名
	現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んで下さい)	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

## 4 その他の収入(前年12ヶ月分の合計を記入して下さい。)

有 ・ 無	内 容		収 入	受領した年月日
	生命保険等の給付金		円	
	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)		円	
	そ の 他		円	

## 5 その他将来において見込みのある収入(上記1～4に記入したものを除く。)

有 ・ 無	内 容	収入見込額

## 6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12ヶ月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (4) 農業収入については、前年12ヶ月分の総収入のみを収入の合計欄に記入して下さい。
- (5) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (6) 2～5の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第3号様式(同居者世帯用)(第2条関係)

(表 面)  
収 入 申 告 書

熊本県知事 様

年 月 日

氏 名

㊞

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先 (会社名)等	区 分	当 月 分 (見込額)	前 3 か 月 分		
				( ) 月分	( ) 月分	( ) 月分
		収 入				
		必要経費①				
		収入日数				
		収 入				
		必要経費②				
		収入日数				
		収 入				
		必要経費③				
		収入日数				
必 要 経 費 (前月分) の主な内容	①					
	②					
	③					

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを○で囲んで下さい。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他( )	収 入 額	月 額	円
			年 額	円

3 仕送りによる収入 (前年12ヶ月分の合計を記入して下さい。)

有・無	仕送りによる収入	円	仕送りした者の氏名
	現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んで下さい)	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

## 4 その他の収入(前年 12ヶ月分の合計を記入して下さい。)

有 ・ 無	内 容		収 入	受領した年月日
	生命保険等の給付金		円	
	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)		円	
	そ の 他		円	

## 5 その他将来において見込みのある収入(上記 1～4に記入したものを除く。)

有 ・ 無	内 容		収入見込額

## 6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12ヶ月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (4) 農業収入については、前年12ヶ月分の総収入のみを収入の合計欄に記入して下さい。
- (5) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (6) 2～5の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第4号様式 (第2条関係)

給 与 証 明 書

年 月 日

住 所  
事業所 (雇主)

㊞

熊 本 県 知 事 様

次の通り証明します。

氏 名			(歳)	職 務 名 及 び 内 容			
居住地							
給 与 額	基 本 給		円	控 除 額	所 得 税		円
	日 給 (日分)				健 康 保 険 料		
	家 族 手 当				厚 生 年 金 保 険 料		
	地 域 手 当				失 業 保 険 料		
	手 当						
	小 計 (イ)					小 計 (ロ)	
差 引 支 給 額 (イ)-(ロ)				摘 要			
前2月の 手 取 額			月分				
			月分				
<p>(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条の規定により処罰されることがありますから御注意下さい。</p>							

別記第5号様式(第2条関係)

農 業 収 入 申 告 書					
					年 月 日
熊本県知事 様					
申告者 住所 氏 名					㊟
下期の期間における私の世帯の農業収入を次のとおり申告します。					
1 田畑の収入					
作物の種別					
田畑の別					
収穫の月					
作付面積					
地力					
収穫量					
自家消費量					
売却単価					
売却量					
売却金額 (A)					
必 要 経 費	肥料代				
	種苗代				
	薬剤代				
	農業共済掛金				
	水利組合費				
	人夫賃				
	牛馬借上料				
	耕耘機借上料				
	脱穀精米料				
	計 (B)				
差引収入額(A) - (B)					
農業共済金収入					
農耕従事者氏名					
摘 要					

注 畜産及び養蚕収入は裏面に記入してください。

2 畜産及び養蚕の収入

家畜及び蚕の別					
収 入 月		月	月	月	月
飼 育 数 量					
売 却 数 量					
売 却 単 価					
売却金額 (A)					
必 要 経 費	飼 料 代				
	薬 剤 代				
	計 (B)				
差引収入額(A) - (B)					
農業災害共済金収入					
飼育従事者氏名					
摘 要					

なお、収入及び必要経費を証明する資料として次のものを添付します。

- (1)
- (2)
- (3)

別記第6号様式(第2条関係)

地 代 ・ 家 賃 ・ 敷 金 証 明 書										
借受主	氏 名									
	住 所									
貸 主	氏 名									
	住 所									
宅 地 ・ 借 家 ・ 借 間 の 状 況										
宅 地	面 積									
	宅地の特殊な実態									
借 家 ・ 借 間	建物の規模構造	構 造	住 家				非住家			
		広 さ	建 坪	住 家	部 状 屋 の 況	畳	室	畳	室	
	非住家		畳	室	畳	室				
	附属設備	水 道	井 戸		便 所		電 灯			
		専用、共同、無	専用、共同、無	専用、共同、無	専用、共同、無	定 額 ・ 従 量	W 灯	W 灯		
	建築年月日	年 月 ( 頃 )								
賃貸借契約期間	から まで									
地代、家賃、間代	月額 年額	円	地代、家賃、間代の 変 更 予 定 月							
敷 金	箇月分 円									
貸 付 条 件										
修繕費負担の状況										
そ の 他										
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 証 明 者 住 所 (家主、地主) 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> 熊本県知事 様										

別記第7号様式(第2条関係)

扶 養 義 務 者 申 告 書											
熊本県知事 様										年 月 日	
										申告者 住 所 氏 名	
私の世帯の扶養義務者の状況を次のとおり申告します。											
申告者との続柄	氏名			年齢	世帯内の地位		1 生計中心者 2 稼働者 3 被扶養者				
住 所	世帯人員			生活程度	市町村内で 上 中 下 と思われる						
資 産 の 状 況	収 入 見 込 額			月 額	円	年 額	円	これまでの交友状況	1 親 密 2 普 通 3 疎 遠		
現在の援助額	月額	円	過去の援助額	年 月 から	月額	円	特別な事情				
	年額	円		年 月 まで	年額	円					
申告者との続柄	氏名			年齢	世帯内の地位		1 生計中心者 2 稼働者 3 被扶養者				
住 所	世帯人員			生活程度	市町村内で 上 中 下 と思われる						
資 産 の 状 況	収 入 見 込 額			月 額	円	年 額	円	これまでの交友状況	1 親 密 2 普 通 3 疎 遠		
現在の援助額	月額	円	過去の援助額	年 月 から	月額	円	特別な事情				
	年額	円		年 月 まで	年額	円					
申告者との続柄	氏名			年齢	世帯内の地位		1 生計中心者 2 稼働者 3 被扶養者				
住 所	世帯人員			生活程度	市町村内で 上 中 下 と思われる						
資 産 の 状 況	収 入 見 込 額			月 額	円	年 額	円	これまでの交友状況	1 親 密 2 普 通 3 疎 遠		
現在の援助額	月額	円	過去の援助額	年 月 から	月額	円	特別な事情				
	年額	円		年 月 まで	年額	円					
<p>記載上の注意</p> <p>この申告者には、次の扶養義務者の状況を記入してください。</p> <p>(1) 直系血族(祖父母・父母・子・孫)及び兄弟姉妹</p> <p>(2) (1)以外の親族で次のいずれかに該当する者</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 現に申告者の世帯を扶養している者及び過去において申告者の世帯を扶養したことがある者</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 申告者が過去において援助をしてやったことがある者</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 収入又は資産がとくに大きい者</p>											

別記第8号様式 (第2条関係)

(表 面)

資 産 申 告 書

熊本県知事 様

年 月 日

氏 名 ㊟

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

土 地	(1) 宅 地  (2) 田 畑  (3) 山 林 その他	有・無 有・無 有・無	延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
建 物	(1) 居 住 用	持 家 借家・借間  (いずれかを○で開 んで下さい)	延面積	所有者氏名	所 在 地  (家賃 円)	抵当権
	(2) そ の 他	有・無				有・無  有・無

2 現金・預貯金、有価証券等

現 金	有・無	円			
預 貯 金	有・無	預 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額
有 価 証 券	有・無	種 類	額 面	評 価 概 算 額	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏 面)

生 命 保 険	有・無	契 約 先	契 約 金	保 険 料
	有・無			
そ の 他 の 保 険	有・無			

3 その他の資産

自 動 車 (自動二輪を含む)	有・無	使用状況	所有者氏名	車 種	排 気 量	年 式
		使 用 未 使 用				
そ の 他 高 価 な も の	有・無	品 名				

4 負債（借金）

有 ・ 無	金 額	借 入 先

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んで下さい。土地については借地等の場合も記入して下さい。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入して下さい。
  - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入して下さい。
  - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入して下さい。
  - ③ その他高価なものがあれば品名を記入して下さい。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (5) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第 9 号様式（第 2 条関係）

同 意 書

支援給付の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の資産及び収入の状況につき、支援給付の実施機関が官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴支援給付の実施機関の調査嘱託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

住所  
氏名

㊞

熊本県知事 様

別記第10号様式(第2条関係)

変 動 状 況 届 書

年 月 日

熊本県知事 様

世帯主 住 所

氏 名

私の世帯は下記のとおり世帯状況等に変動がありましたから、関係資料を添えて届け  
ます。

記

1 変動のあった年月日

2 変動事項の内容

記載上の注意

この届書には、居住地又は現在地の変更、世帯員の転出転入、資産の増減、入退院  
及び就職退職の状況を記入してください。

別記第 11 号様式（新規）（第 3 条関係）

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事



支 援 給 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付を、下記のとおり決定したから通知します。

記

1 支援給付の種類及び程度

イ 種類	生活 支援給付	住 宅 支援給付	医 療 支援給付	介 護 支援給付	( ) 支援給付	計
ロ 程度	円	円	円	円	円	円

- ハ 介護支援給付自己負担額 円（事業者名 ）  
円（事業者名 ）  
円（事業者名 ）
- ニ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始時期 年 月 日

3 支援給付の方法

イ ( ) 支援給付中の 費は ( ) 渡しとする。

4 支援給付を決定した理由

5 支援給付金の支給日及び支給場所

（備考）

- (1) この決定通知が申請書受理後 14 日を経過した理由。
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、厚生労働大臣に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 支援給付金を受取るときにはこの通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

（注） この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

別記第 11 号様式（生活保護からの移行）（第 3 条関係）

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事



支 援 給 付 決 定 通 知 書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）が平成 20 年 4 月 1 日に施行されたことにより、生活保護から支援給付に移行したことを、下記のとおり決定したから通知します。

記

イ 種類	生 活 支援給付	住 宅 支援給付	医 療 支援給付	介 護 支援給付	( ) 支援給付	計
ロ 程度	円	円	円	円	円	円

1 支援給付の種類及び程度

- ハ 介護支援給付自己負担額
  - 円（事業者名 )
  - 円（事業者名 )
  - 円（事業者名 )
- ニ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始時期 年 月 日

3 支援給付の方法

- イ ( ) 支援給付中の 費は ( ) 渡しとする。

4 支援給付を決定した理由

5 支援給付金の支給日及び支給場所

（備考）

- (1) この決定通知が申請書受理後 14 日を経過した理由。
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、厚生労働大臣に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 支援給付金を受取るときにはこの通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

（注） この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

## 別記第 12 号様式（第 3 条関係）

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事



## 支 援 給 付 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付については、下記の理由で支援給付できないから却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、厚生労働大臣に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 記

- 1 却下の理由
  
- 2 この通知が申請書受理後 14 日を経過した事由

別記第13号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事



## 支 援 給 付 停 止（ 廃 止 ） 決 定 通 知 書

年 月 日 第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付を下記のとおり停止（廃止）したから通知します。

## 記

- 1 停止（廃止）した支援給付の種類
- 2 停止する期間
- 3 廃止する時期 年 月 日
- 4 理 由

（備考） この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式(第4条関係)

保護施設等入所(利用)・養護委託書												
様										第	号	
										年	月	日
										熊本県知事 印		
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第30条第1項ただし書(第36条第2項)の規定により、次の被(要)支援給付者の入所(利用)・養護を委託します。</p>												
氏 名					生年月日		年 月 日		性別		男 女	
本 籍 地					現住所							
生 活 歴												
健 康 状 態												
学 歴		性 格				特 殊 技 能		支 援 給 付 開 始 年 月 日		年 月 日		
出 身 世 帯 員 の 状 況	氏 名	続 柄	性 別	年 齢	職 業	住 居 状 況	資 産 の 状 況	入 所 委 託 直 前 の 支 援 給 付 の 状 況	給 付 の 種 類	給 付 額		
									生 活 支 援			
										住 宅 支 援		
										計		
										医 療 支 援		
扶 養 義 務 者 の 状 況	氏 名	住 所			本 人 と の 続 柄	年 齢	世 帯 人 員	職 業	摘 要			
委 託 の 理 由												









別記第18号様式(第6条関係)

被支援者状況変動報告書

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

町長  印  
村

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「支援法」という。)による被支援者の生計その他の状況に下記のとおり変動があったので、支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第19条第7項第1号の規定により報告します。

記

- 1 変動のあった年月日
- 2 家族の状況(家族の増減・健康・学校卒業・就職・失業等)
- 3 収入及び支出の状況(資産・負債等の変動を含む。)
- 4 その他保護に関する参考事項

別記第19号様式(第6条関係)

支 援 給 付 費 交 付 金 精 算 書

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

町 長 氏 名  
村 印

年度 月分の支援助付を 月 日に交付完了しましたので、熊本県中国残留邦人等に対する支援助付事務取扱細則第6条第4項の規定により精算書を提出します。

単位：円

種類 区分	生活支援	住宅支援	介護支援	医療支援	出産支援	生業支援	葬祭支援	計	備 考
支 援 給 付 費 額									
受 入									
交 付 済 額									
差 引 残 額									
摘 要									

(注) 差引残額を生じた場合は、その理由及び残額を生じた世帯主名等の詳細を摘要欄に記入すること。

別記第20号様式(第7条関係)

## 保護施設設置届書

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 氏 名

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（以下「保護法」という。）第40条第2項及び保護法施行規則第5条第1項の規定により、 施設の設置についてお届けします。

- 1 保護施設の名称及び種類
- 2 保護施設の所在地
- 3 建物その他の設備の規模及び構造
  - (1) 建物
  - (2) 設備
  - (3) 土地
- 4 取扱定員
- 5 事業開始の予定年月日
- 6 保護法第40条第4項の規定による保護施設設置条例案(別紙)
- 7 保護法第46条の規定による管理規程案(別紙)
- 8 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の氏名
- 9 経理の方針(別紙)
- 10 他の市町村内に設置する場合の施設所在地市町村長の同意届(別紙)
- 11 添付書類
  - (1) 施設の詳細を記載した土地・建物の平面図、建物の正面・横面・背面・配置図
  - (2) 8の経歴書
  - (3) 事業計画及び予算書
  - (4) 入所者名簿又は作業員名簿
  - (5) 土地及び建物の権利関係を明らかにすることのできる書類

## 別記第21号様式(第7条関係)

## 保護施設設置認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

所在地

施設名

代表者氏名 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（以下「保護法」という。）第41条第2項及び保護法施行規則第6条の規定により、市町村長の意見書を添え、施設設置の認可を申請します。

- 1 保護施設の名称及び種類
- 2 保護施設の所在地
- 3 設置者たる法人の名称並びに代表者の氏名、住所及び資産の状況
  - (1) 法人の名称
  - (2) 代表者の氏名
  - (3) 代表者の住所
  - (4) 代表者の資産状況
- 4 寄附行為、定款その他の基本約款(別紙)
- 5 建物その他の設備の規模及び構造(別紙)
- 6 取扱定員
- 7 事業開始の予定年月日
- 8 経営の責任者及び保護の実施に当たる幹部職員の氏名
- 9 経理の方針
- 10 添付書類
  - (1) 施設の詳細を記載した土地・建物の平面図・建物の正面・横面・背面図・配置図
  - (2) 8の経歴書
  - (3) 事業計画及び予算書
  - (4) 入所者名簿又は作業員名簿
  - (5) 土地及び建物の権利関係を明らかにすることのできる書類

別記第22号様式(第8条関係)

保護施設変更届書

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号により設置の認可を受けた(届出を行った)施設  
について、次のとおり変更したのでお届けします。

- 1 変更事項
- 2 変更事項の変更前後の比較  
変更前  
変更後
- 3 変更年月日
- 4 変更理由

別記第23号様式(第8条関係)

保護施設変更認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地

施 設 名

代表者氏名

印

年 月 日付 第 号により設置の認可を受けた 施設

については、次のとおり変更したいので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住  
帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保  
護法第41条第5項の規定により認可を申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更事項の変更前後の比較
  - 変更前
  - 変更後
- 3 変更年月日
- 4 変更理由

別記第24号様式(第9条関係)

保 護 施 設 事 業 開 始 届 書

年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地

施 設 名

管理者氏名

年 月 日付 第 号により設置の認可を受けた 施設

について、次のとおり事業を開始したのでお届けします。

1 建物その他の設備完了年月日

2 入所(利用)開始年月日

3 添付書類

(1) 入所者及び利用者状況調書

(2) 保護施設台帳

(3) 管理規程



別記第26号様式(第9条関係)

管 理 規 程 変 更 届 出 書

年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地  
施 設 名  
管理者氏名

当施設の管理規程を下記のとおり変更したので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第46条第2項の規定により届け出ます。

記

改 正 規 程 新 旧 対 照 表

旧 規 程	新 規 程	改 正 の 趣 旨

別記第27号様式(第10条関係)

保 護 施 設 台 帳

名 称		施設種類					
所 在 地							
創 立 年 月 日		事業開始 年 月 日	認可(届出) 年 月 日				
設置 主体	名 称		名 称				
	代表者氏名		代表者氏名				
	主たる事務所		主たる事務所				
沿 革							
職           員	職	氏 名	生年月日	略 歴			
土 地		m <sup>2</sup> 所 有	借 用	借地料	月額	円	
敷 地  内 訳	建 物		田畑	山林	庭園	その他	計
	保護施設	その他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
全 建 物	規 模  構 造	建 物 配 置 図 付	延べ面積	m <sup>2</sup>	所 有	借 用	
			借家料	月 額	円		
			火災保険料	年 額	円		



別記第28号様式(第12条関係)

保 護 施 設 (委 託) 事 務 費 請 求 書

年 月 日

熊本県知事 様

所在地(住所)

請求者名

(施設名)

印

請求額

ほか

年 月 分 被 支 援 者

る 法 律 に よ る 保 護 施 設 (委 託) 事 務 費

内 訳 は 別 添 明 細 書 の と お り

名 の 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す

摘 要

上記のとおり関係書類を添えて請求します。

年 月 分		保護施設(委託)事務費請求明細書		請求者名	印
氏 名	入所(利用)・委託日数	施設(委託)事務費請求額	備 考		
計				円	

注1 当月中に入所又は退所(死亡)した者がある場合は備考欄にその年月日を記入すること。  
 2 事務費として利用者から一部を徴収する場合はその徴収額を備考欄に記入し、施設(委託)事務費請求額欄には実施機関に請求する金額を記入すること。

## 別記第29号様式(第13条関係)

## 入所被支援者状況変更届書

年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地

施 設 名

施設長氏名

印

当施設に入所中の被支援者について、支援給付の変更(停止、廃止)を必要とする変動がありましたから、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第48条第4項の規定によりお届けします。

- |   |                      |    |    |
|---|----------------------|----|----|
| 1 | 被支援者氏名               | 年齢 | 性別 |
| 2 | 変動があった日              |    |    |
| 3 | 変更(停止、廃止)を必要とする変動の内容 |    |    |
| 4 | 遺留金品の状況              |    |    |
| 5 | その他の保護に関する参考事項       |    |    |

別記第30号様式(第14条関係)

保護施設廃止(事業縮小・休止)報告書

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号により設置の認可を受けた(届出を行った)

施設 を廃止(事業縮小・休止)したので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第7条の規定及び中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則第14条の規定により報告します。

- 1 廃止(事業縮小・休止)年月日
- 2 廃止(事業縮小・休止)時の被保護者数
- 3 廃止(事業縮小・休止)の際の被保護者に対する措置
- 4 廃止(事業縮小・休止)の理由

## 別記第31号様式(第14条関係)

## 保護施設休止(廃止)認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地

施 設 名

代表者氏名

印

年 月 日付 第 号により設置の認可を受けた 施設

を休止(廃止)したいので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第42条の規定により認可を申請します。

- 1 休止(廃止)予定年月日
- 2 休止(廃止)時の被支援者数
- 3 休止(廃止)の際の被支援者に対する措置
- 4 廃止(休止)の理由
- 5 財産の処分方法
- 6 交付金又は補助金の残余额



## 別記第33号様式(第16条関係)

## 支援給付費県費負担金請求書

請求額 円也

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（以下「保護法」という。）第19条第1項第2号の規定により保護を実施し支弁した費用を保護法第73条第1号（第2号）の規定により請求します。

年 月 日

市長氏名 印

熊本県知事 様

## 内 訳

総事業費	円
支援給付費	円
施設事務費	円
委託事務費	円
戻入等	円
内県費負担額( $\frac{1}{4}$ )	円

その2

支援給付費負担金総括表

単位：円( )

区分 \ 月別	月	月	月	計
生活支援給付費				
住宅支援給付費				
介護支援給付費				
医療支援給付費				
出産支援給付費				
生業支援給付費				
葬祭支援給付費				
小計				
施設事務費				
計				
戻入等				
差引合計				
1/4額				



登 載 依 頼

熊 本 県 公 営 企 業 管 理 規 程 第 5 号

熊 本 県 企 業 局 組 織 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る 。  
平 成 20 年 3 月 31 日

熊 本 県 知 事 潮 谷 義 子

熊 本 県 企 業 局 組 織 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程  
熊 本 県 企 業 局 組 織 規 程 ( 昭 和 40 年 公 営 企 業 管 理 規 程 第 1 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 6 条 第 2 号 中 「 電 気 係 」 を 「 電 気 ・ 調 査 係 」 に 改 め 、 「 調 査 建 設 係 」 を 削 る 。  
第 9 条 第 1 項 総 務 経 営 課 第 26 号 中 「 庁 中 取 締 り 」 を 「 企 業 局 庁 舎 の 保 全 及 び 秩 序 の 維 持 」 に 改 め 、 同 項 中 総 務 経 営 課 第 27 号 を 削 り 、 同 第 28 号 を 同 第 27 号 と し 、 同 第 29 号 か ら 同 第 39 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 上 げ 、 工 務 課 第 6 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

( 7 ) 荒 瀬 ダ ム 対 策 室 に 関 す る こ と 。  
別 表 第 2 局 長 の 専 決 事 項 の 欄 中 第 50 号 を 第 52 号 と し 、 第 11 号 か ら 第 49 号 ま で を 2 号 ず つ 繰 り 下 げ 、 第 10 号 を 第 11 号 と し 、 同 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

12 臨 時 事 務 補 助 員 、 臨 時 技 術 補 助 員 、 臨 時 技 能 補 助 員 及 び 臨 時 労 務 補 助 員 の 分 限 及 び 懲 戒 に 関 す る こ と 。  
同 表 同 欄 中 第 9 号 を 第 10 号 と し 、 第 6 号 か ら 第 8 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 下 げ 、 第 5 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

6 後 援 及 び 管 理 者 あ い さ つ 文 に 関 す る こ と 。  
別 表 第 2 の 2 総 務 経 営 課 長 の 専 決 事 項 の 項 中 第 28 号 を 第 32 号 と し 、 第 7 号 か ら 第 27 号 ま で を 4 号 ず つ 繰 り 下 げ 、 第 4 号 か ら 第 6 号 ま で を 削 り 、 同 項 第 2 号 中 「 臨 時 的 任 用 職 員 の 任 免 」 を 「 臨 時 事 務 補 助 員 、 臨 時 技 術 補 助 員 、 臨 時 技 能 補 助 員 及 び 臨 時 労 務 補 助 員 の 任 免 ( 分 限 及 び 懲 戒 に よ る 場 合 を 除 く 。 ) 」 に 改 め 、 同 項 第 3 号 中 「 期 間 の 延 長 を 承 認 」 を 「 育 児 休 業 の 期 間 の 延 長 の 承 認 、 第 5 条 の 規 定 に よ る 育 児 休 業 の 承 認 の 取 消 し 、 第 10 条 の 規 定 に よ る 育 児 短 時 間 勤 務 の 承 認 、 第 11 条 の 規 定 に よ る 育 児 短 時 間 勤 務 の 期 間 の 延 長 の 承 認 及 び 第 12 条 の 規 定 に よ る 育 児 短 時 間 勤 務 の 承 認 の 取 消 し を 」 に 改 め 、 同 号 の 次 に 次 の 7 号 を 加 え る 。

- 4 地 方 公 務 員 法 第 26 条 の 3 第 1 項 に 規 定 す る 高 齢 者 部 分 休 業 の 承 認 、 承 認 の 取 消 し 、 休 業 時 間 の 短 縮 及 び 休 業 時 間 の 延 長 の 承 認 を す る こ と 。
- 5 地 方 公 務 員 法 第 26 条 の 5 第 1 項 に 規 定 す る 自 己 啓 発 等 休 業 の 承 認 、 同 条 第 5 項 に 規 定 す る 承 認 の 取 消 し 及 び 期 間 の 延 長 の 承 認 を す る こ と 。
- 6 扶 養 親 族 に 係 る 届 出 の 処 理 を す る こ と 。
- 7 通 勤 手 当 、 住 居 手 当 、 単 身 赴 任 手 当 及 び 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当 の 決 定 に 関 す る こ と 。
- 8 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 の 決 定 に 関 す る こ と 。
- 9 退 職 手 当 を 支 給 す る こ と 。
- 10 年 末 調 整 に 係 る 申 告 書 等 の 審 査 に 関 す る こ と 。

附 則

- ( 施 行 期 日 )
- 1 こ の 規 程 は 、 平 成 20 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。
- ( 経 過 措 置 )
- 2 こ の 規 程 の 施 行 の 際 現 に 次 の 表 の 旧 欄 に 掲 げ る 室 に 勤 務 し て い る 者 は 、 別 に 辞 令 の 発 せ ら れ る 場 合 の ほ か 、 同 一 の 勤 務 条 件 を も っ て 、 同 表 新 欄 に 掲 げ る 室 に 勤 務 を 命 ぜ ら れ た も の と す る 。

旧	新
総 務 経 営 課 荒 瀬 ダ ム 対 策 室	工 務 課 荒 瀬 ダ ム 対 策 室

- ( 熊 本 県 企 業 局 荒 瀬 ダ ム 対 策 室 設 置 規 程 の 一 部 改 正 )
- 3 熊 本 県 企 業 局 荒 瀬 ダ ム 対 策 室 設 置 規 程 ( 平 成 15 年 公 営 企 業 管 理 規 程 第 2 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。  
本 則 中 「 総 務 経 営 課 」 を 「 工 務 課 」 に 、 「 総 務 経 営 課 長 」 を 「 工 務 課 長 」 に 改 め る 。  
第 2 条 中 「 企 画 」 を 「 実 施 」 に 改 め る 。

熊 本 県 公 営 企 業 管 理 規 程 第 6 号

庶 務 事 務 を 集 中 処 理 す る た め の 職 の 設 置 及 び 専 決 事 項 の 特 例 等 に 関 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る 。  
平 成 20 年 3 月 31 日

熊 本 県 知 事 潮 谷 義 子

庶 務 事 務 を 集 中 処 理 す る た め の 職 の 設 置 及 び 専 決 事 項 の 特 例 等 に 関 す る 規 程  
( 趣 旨 )  
第 1 条 こ の 規 程 は 、 企 業 局 に お け る 庶 務 事 務 の 集 中 処 理 を 知 事 部 局 総 務 部 総 務 事 務 セ ン タ ー ( 以 下 「 総 務 事 務 セ ン タ ー 」 と い う 。 ) に お い て 実 施 す る こ と に 関 し 、 必 要 な 事 項 を 定 め る も の と す る 。

(集中処理対象業務)

第 2 条 総務事務センターにおいて集中処理の対象となる業務は、別に知事と協議のうえ決定された業務とする(以下「集中処理対象業務」という。)

第 3 条 総務事務センターにおいて前条に定める業務を処理する場合には、熊本県企業局組織規程(昭和 40 年熊本県公営企業管理規程第 1 号)及び熊本県企業局職員の職の設置に関する規程(昭和 40 年熊本県公営企業管理規程第 4 号)の規定にかかわらず、この規程の定めるところによる。

(職員の職)

第 4 条 総務事務センターにおいて、集中処理対象業務を処理するため、次に掲げる職を置く。

- (1) センター長
- (2) センター課長補佐
- (3) センター主幹
- (4) センター担当員

(職員)

第 5 条 センター長は総務事務センター長を、センター課長補佐は総務事務センターに配置される課長補佐を、センター主幹は総務事務センターに配置される主幹をもって充てる。

2 センター担当員は、総務事務センターに勤務する職員のうち、前項に規定する職員以外の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第 6 条 センター長は、集中処理対象業務の処理に関して、部下職員を指揮して当該業務を掌理する。

2 センター課長補佐は、上司の命を受け、特に指定された事務を掌理するとともに、センター長を補佐する。

3 センター主幹及びセンター担当員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(センター長の専決)

第 7 条 センター長は、集中処理対象業務について専決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、センター長専決事項のうち、あらかじめセンター長が指定した事項については、センター課長補佐が専決することができる。

(センター長の専決事項の代決)

第 8 条 センター長の専決事項について、センター長が不在であるときは、センター課長補佐が代決することができる。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 議会訓令第 2 号

議会事務局

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県議会議長 村 上 寅 美

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、熊本県議会事務局における庶務事務の集中処理を知事部局総務部総務事務センター(以下「総務事務センター」という。)において実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 総務事務センターにおいて庶務事務の集中処理を実施する場合には、熊本県議会事務局の組織等に関する規程(昭和 36 年議会訓令第 1 号)の規定にかかわらず、この規程の定めるところによる。

(職員)

第 2 条 総務事務センターにおいて、別に定める庶務事務を集中処理するため、次の各号に定める職を置く。

- (1) センター長
- (2) センター課長補佐
- (3) センター主幹
- (4) センター担当員

2 センター長は、総務事務センター長を、センター課長補佐は、総務事務センターに配置される課長補佐を、センター主幹は総務事務センターに配置される主幹をもって充てる。

3 センター担当員は、前項に規定する職員以外の職員で総務事務センターに勤務する職員をもって充てる。

(職員の職務)

第 3 条 センター長は、庶務事務集中処理に関して、部下職員を指揮し、集中処理に係る庶務事務を掌理する。

- 2 センター課長補佐は、上司の命を受け、特に指定された事務を掌理するとともに、センター長を補佐する。
- 3 センター主幹及びセンター担当員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。  
(センター長の専決)
- 第4条 センター長は、庶務事務集中処理に関する事項について専決するものとする。
  - 2 前項の規定にかかわらず、センター長専決事項のうち、あらかじめセンター長が指定した事項については、センター課長補佐が専決することができる。  
(センター長の専決事項の代決)
- 第5条 センター長の専決事項について、センター長が不在であるときは、センター課長補佐が代決することができる。  
(雑則)
- 第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。  
附 則  
(施行期日)
  - 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。  
(熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部改正)
  - 2 熊本県議会事務局の組織等に関する規程(昭和36年熊本県議会訓令第1号)を次のように改正する。  
第7条第3項中、第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号を2号ずつ繰り上げ、同条第4項を削る。

